

令和 7 年度障害者就労モデル事業委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度障害者就労モデル事業委託

2 概要

従業員（障害のある人 3 名以上）及び指導員を配置し、県庁内「障害のある人が働く喫茶コーナー」の運営を行い、障害のある人の就労に関する普及・啓発のための事業を実施する。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 契約限度額

5,034,000 円（税込み）

5 委託業務の内容

(1) 場所

静岡県庁東館 2 階喫茶コーナー（103.48㎡）（静岡市葵区迫手町 9 番 6 号）

(2) 営業日

月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 4 時まで ※県庁閉庁日は営業しません。

(3) 業務内容

ア 障害のある人が働く喫茶コーナーの運営業務

- (ア) 障害者が働く喫茶コーナーの運営をすること。
- (イ) 喫茶サービスの提供をすること。
- (ウ) ふじのくに福製品の紹介及び販売の実施をすること。
- (エ) 静岡県職員録及び県民手帳の委託販売を実施すること。
- (オ) その他、喫茶コーナーの運営に必要な業務の実施をすること。

イ 障害のある人が働く喫茶コーナーの管理業務

- (ア) 県庁東館 2 階喫茶コーナー（行政財産）の管理をすること。
- (イ) その他、喫茶コーナーの運営に必要な県有物品（障害のある人が働く喫茶コーナーの既存設備等について（別紙 1－1））の管理をすること。

ウ 障害のある人の就労に関する業務

- (ア) 障害のある人の就労に関する普及及び啓発のための業務の実施をすること。
- (イ) 従業員（障害のある人）の訓練の場となるように指導員が業務の実施をすること。

エ 県庁内に設置してあるショーウィンドウ 1 台の展示・飾付け等の管理を行うこと。

オ その他本事業に必要な連絡調整を行うこと。

6 令和5年度の運営実績

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
県委託費	4,800,000円	人件費	6,767,553円
喫茶売上	5,223,498円	材料費	2,675,810円
福産品売上	5,022,857円	福産品支払	5,022,857円
売上手数料	395,833円	事務諸費	976,298円
他売上	330円		
合計	15,442,518円	合計	15,442,518円

7 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は原則として静岡県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定すること。
- (5) 委託費により取得した動産（取得価格が1品100,000円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）については、事業終了後、県に引き渡すものとする。
- (6) 本事業の委託先として選定された場合、静岡市保健所に対し、飲食店営業許可の申請を行うこと。（手数料は自己負担）
- (7) 本事業は、障害のある人の就労、訓練の場を設けることを目的に、県の事業として実施するものであり、指定サービス事業所（就労移行支援事業所等）として運営するものではないので、注意すること。
- (8) 本事業に配置する指導員、従業員（障害のある人）とは、雇用契約を締結すること。
- (9) 従業員（障害のある人）はハローワーク等を通じて雇用し、雇用期間は1年以内かつ契約期間内とする。
- (10) 飲食サービスの提供やふじのくに福産品の販売等で剰余金が発生する場合は、一部委託費の返還を求める可能性があること。
- (11) 店舗の既存設備の他に使用したい物品がある場合は、自己負担で用意すること。
- (12) ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度の認証を受けるため、認証要件を遵守すること。また、そのために必要な物品等は用意すること。